

公益信託 <sup>いのお</sup> 稲生雅治・恵子能楽振興基金

## 応募の手引き（平成 30 年度）

## 1. 助成対象

能楽について一定の活動実績があると認められる個人・団体とします。

ただし営利を目的とする団体は対象外です。

なお、ここに言う「能楽」とは、伝統的に継承されている古典的な能楽です。

## 2. 助成対象事業

助成対象者が自ら、東京都内で行う、能楽の普及活動、人材育成、保存、調査研究などの事業とします。

(1) 「東京都内で行う」とは、活動の主体が東京都内で実施されるもの

都内外の個人・団体が東京都内で実施する活動は対象となりますが、都内の個人・団体が東京都外で実施する活動は対象外です。

(2) 下記に助成対象活動例を例示しますのでご参考にしてください。

下記以外でも助成対象事業に合致すると判断されるものは助成対象とします。

## 【例 示】

## 《対象活動》

都内で開催する公演（有料公演を含む）及びその付帯事業（イヤホンガイド・解説書・新たな周知戦略等）

都内で実施するボランティア活動（慰問・福祉的公演招待等）

都内の学校等教育現場での普及活動（部活支援・教員指導・体験ワークショップ等）

都内の能楽施設・道具（面・装束・楽器等）の補修・調達等

都内の大学・研究機関等で行う能楽保存・調査研究活動

## 《対象外活動》

都外・海外公演、新作能・コラボレーション公演

民俗芸能の保存・調査研究活動

内弟子・研修生等の個人に対する支援活動（奨学金・奨励金等）

## 3. 助成対象期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(1) 助成対象期間は、上記 1 年間とします。

(2) 但し、運営委員会が特に認めるものは 2 年間とすることができます。

#### 4. 助成件数及び金額

件数：10件程度

金額：総額1,000万円

- (1) 一件あたりの申請金額に制限は特にごさいません。
- (2) 助成対象となる支出項目や具体的な支援金額は、申請書に記入された「助成金の使途明細」をふまえて運営委員会で決定します。ただし申請書に記された「助成金の使途明細」の全項目、全金額が助成対象になるとは限りません。
- (3) 助成対象の活動経費
  - ア. 助成に係る活動の直接必要な経費
  - イ. 助成団体の運営費（人件費や事務局の維持管理費等）は、助成対象外です。

#### 5. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、後記受託者宛申請締切日までに提出してください。（申請書用紙は「三井住友信託銀行」のホームページの公益信託の募集案内一覧のページからダウンロードしてください。HP 検索：[三井住友信託](#) [公益信託](#) [検索](#)）  
お電話・FAX でのご請求も承ります。FAX の場合は、郵送先をご記入ください。）

##### (1) 提出書類

- ア. 助成申請書 (P1～2)
- イ. 申請者が個人の場合は P3、団体の場合は P4 を添付してください。
- ウ. 「公演」活動の場合は、P5 を添付してください。（P2 には、「別添実施計画書参照」とご記入ください。）
- エ. 申請書類は、A4 サイズを使用してください。

##### (2) 申請書記載上の注意

- ア. 楷書で黒ボールペンを使用の上、わかりやすくご記入ください。（パソコン等で作成することも可）
- イ. パソコン等で作成する場合、枠の大きさ等につき多少の変更は差し支えありませんが、記入項目・順序・枚数は厳守してください。
- ウ. 選考結果は申請者に郵送にて通知するので、連絡先の住所が異なる場合は連絡先欄にご記入ください。
- エ. 他の助成申請状況（予定を含む）も必ず記載してください。（他の助成との重複助成は可能です。）
- オ. 大学等の所属員で、所属機関の委任経理を希望される場合は、振込口座欄に「委任経理扱いを希望」とご記入ください。  
なお、所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めません。
- カ. 経費の算出・積算根拠を明記してください。見積書を極力添付してください。  
特に、公演活動等は出演者（予定・計画を含む）の詳細を明記してください。

##### (3) 提出にあたって

- ア. 書類の提出にあたっては、提出書類を全て揃えた上で申請締切日までに提出してください。

- イ. FAX 及び E-mail では助成申請書の受付けはいたしません。  
(4) 応募にあたって照会事項がある場合は、下記照会先にお尋ねください。

## 6. 募集期間

平成 29 年 11 月 1 日 (水) ~平成 29 年 12 月 11 日 (月) (当日消印有効)

## 7. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査の上採否を決定し、結果は平成 30 年 3 月頃に受託者より通知します。

## 8. 助成金の給付

平成 30 年 4 月 (予定) に申請書に記載された指定の銀行口座に振り込みます。

## 9. その他注意事項

- (1) 助成を受けた個人・団体は、その活動を実施する時又はその事業の成果を公表する時に、当基金の助成を受けた活動であることを明示してください。
- (2) 助成を受けた個人・団体は、活動期間終了後 2 ヶ月以内に、活動報告を提出してください。
- (3) 活動報告には、会計報告とともに領収書等の証憑書類を添付してください。
- (4) 助成金の返還  
次の場合は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。  
ア. 助成対象となった活動が行えなくなったとき  
イ. 助成決定した内容と活動が異なったとき  
ウ. 助成金を申請した目的以外の目的に使用したとき  
エ. 公演等でいわゆる黒字となったとき (助成目的外の優待等の補填を含む)  
オ. 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき
- (5) 活動内容の変更  
助成を受けた個人・団体が、その対象となった活動の計画及び助成金の使用用途を変更しようとするときは、事前に受託者宛連絡し、承認を得なければなりません。
- (6) 申請書の返却はいたしません。

### 【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-3-1

三井住友信託銀行株式会社 個人資産受託業務部 公益信託グループ

公益信託稲生雅治・恵子能楽振興基金申請口

TEL : 03-5232-8910 (受付 : 平日 9 時~17 時) FAX : 03-5232-8919

申請書掲載 URL

<http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>